

「志布志市発熱外来診療体制整備支援事業」の概要

新型コロナウイルス感染症の流行期における市内医療機関において適切に診療、検査を受けられる発熱外来診療体制確保を支援するため、市内の医療機関に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

1 補助の対象機関

市内に所在地がある医療機関（市税等の滞納がない者）

- (1) 診療・検査医療機関（県指定）
- (2) 一般患者との動線を分ける等感染予防対策を行い診療する医療機関

2 補助の対象経費

- (1) 発熱外来を設置するためのプレハブ等の購入費又はリース費用並びに動線を区分するために必要な院内の軽微な改修費
- (2) 感染を防止するための医療用消耗品（マスク、ゴーグル、手袋、ガウン等）の購入費。

3 設置期間及び補助対象期間

発熱外来の設置期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
補助対象期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 補助金の額

補助対象経費の3分の2以内の額とし、50万円を上限とする。
補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（例1）発熱外来の必要経費としてマスク等の消耗品が、10月から3月末までに30万円かかり
プレハブリース代が11月から3月末まで50万かかる場合

対象経費総額 消耗品30万円＋リース代50万円＝80万円

補助金額 $80万円 \times 2/3 \approx 533,333円$

上限50万円のため、補助金は50万円となります。

（例2）発熱外来の必要経費としてマスク等の消耗品が、10月から3月末までに50万円かかった場合

対象経費総額 消耗品50万円

補助金額 $50万円 \times 2/3 \approx 333,333円$

上限50万円以内のため、補助金は33万3千円となります。

5 補助を受けるための流れ

(1) 補助金申請を市に提出

受付期間は令和3年6月1日(火)から令和3年7月30日(金)まで

【必要書類】

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 収支予算書（様式第3号）
- ④ 事業明細書（申請用）
- ⑤ 同意書

(2) 補助金交付決定

審査後、決定通知書が市から医療機関に送付されます。

(3) 実績報告書を市に提出

提出期限は令和4年3月4日（金）まで

【必要書類】

- ① 実績報告書（様式第11号）
- ② 収支予算（実績）書（様式第3号）
- ③ 事業明細書

※ 領収書、補助金経費(1)内容については、設置や軽微な改修前後の写真等は5年間保存してください。

(4) 補助金確定

審査後、確定通知書が市から医療機関に送付されます。

(5) 補助金の請求

請求書を市に提出

(6) 医療機関に補助金交付（振込み）

(7) 留意事項

- ① 対象経費は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までにかかる費用が対象となります。

支出済みの費用だけでなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて概算額で申請することも可能です。

- ② 概算払いの場合は、別途「補助金概算申請書」が必要となります。
- ③ 事業報告において、既に交付している補助金の額より少ない場合には、補助金の額の確定後に差額分について返金していただく必要があります。
- ④ 補助の対象経費に関する領収書、見積書、設置や軽微な改修前後の写真等は保管していただくようお願いします。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等の国及び県からの支援施策の対象となる経費は、この補助金の補助対象経費となりませんので、ご注意ください。

問合せ先

志布志市役所 保健課保健対策係

TEL 099-474-1111（内線 161）

FAX 099-474-2593